

建築物の解体工事、新築・増築工事における ガス・水道・下水道施設及び道路施設の損傷防止について

日頃より、本市行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、解体工事・建築工事等によりガス・水道・下水道管や道路施設を損傷する事故が多く発生しています。各位におかれましても、今一度、保安意識の向上を図り、下記事項について遵守していただきますようお願いいたします。

現在、施設管理者として工事現場のパトロールを強化し、指導や是正勧告に努めておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

● ガス・水道・下水道施設

(1) ガス・水道管について

- ✓ 工事の前に、図面等により配管位置・深さの確認をお願いします。
- ✓ 配管の近くでは、手掘りで慎重に作業を進めてください。
- ✓ 万一、漏水やガス漏れが発生した場合は下記までご連絡願います。

(2) 下水道の公共柵について

- ✓ 直接、重機等を載せないようお願いします。(鉄板等で養生してください。)
- ✓ 柵付近のコンクリート取壊しは、人力等により慎重に行ってください。
- ✓ 柵内部に土砂を入れないようお願いします。
- ✓ 宅内管撤去に伴う柵内の空洞穴はコンクリート等で閉塞してください。

【連絡先】 9:00～18:00	企業局コールセンター	0120-328-117
18:00～翌 9:00	企業局当直	076-220-2281

● 道路施設

路面、側溝、ガードレール等の道路施設を損傷することのないよう、次の事項を厳守してください。

- ✓ 道路敷に建築用足場を設置する場合は、占用許可申請が必要となります。
- ✓ 道路内で建設重機を使用する際には、事前協議を行い、道路施設を損傷しないように十分な養生をお願いします。
- ✓ 道路側溝に解体資材やゴミ等が散逸しないよう十分に注意してください。
- ✓ 万一、道路施設を損傷した場合は速やかに道路管理課に連絡し、復旧方法についての協議をしてください。
- ✓ まちなか電線類地中化区域においては、埋設されている電線管にも注意してください。

【連絡先】 土木局道路管理課	076-220-2321
----------------	--------------

道路法第43条（道路に関する禁止行為）では、道路を損傷したり、汚損することを禁止しており、違反者に対しては監督権を発動し、各種処分をおこなうことがあります。